

令和 8 年度施行
北進地区
情報通信環境整備計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 1 0 月

幌 延 町

1 目 的

この要領は、幌延町（以下「町」という。）が発注する北進地区 情報通信環境整備計画策定支援業務（以下「業務」という。）について、公募によりプロポーザル（企画提案書）の提出を求め、多角的な視点から町の事業として最適なものを特定する公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- （１）業 務 名 北進地区 情報通信環境整備計画策定支援業務
 - （２）業務期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）までとする。
 - （３）業務内容 別紙「北進地区情報通信環境整備計画策定支援業務仕様書」のとおりとする。
 - （４）提案限度額 29,700,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- ※ この金額を超える提案の提示があった場合は提案を無効とする。

3 選定委員会の設置

公募型プロポーザルを実施するにあたり、次に掲げる事項の審議を行うため、別に定めるところにより選定委員会を設けるものとする。

- （１）公募資格要件（参加資格要件）の設定
- （２）企画提案書の選定基準の設定
- （３）企画提案書の評価基準の設定
- （４）企画提案書の選定
- （５）その他必要な事項

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書の提出期間の末日時点において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定にいずれも該当しない者であること。
- （２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- （３）過去 5 年以内に、地方自治体又は公的機関において、移動体通信、衛星通信、又は各種無線通信技術を活用したスマート農業（スマート畜産含む）に関する通信インフラの調査、設計、又は計画策定業務を元請けとして受託した実績があること。

5 参加資格の喪失

参加表明書を提出した者が、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。なお、既に提出された提案書は、無効とする。

- （１）参加資格を有する者が、前項に掲げる要件に該当しなくなった場合

- (2) 提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本実施要領に適合しない場合
- (3) 提出した書類等に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合
- (4) 受託候補者を選定するまでの間、提案者に公正な評価を妨げる行為が判明した場合

6 関係資料等の配布方法

(1) 配布資料：

- ① 北進地区 情報通信環境整備計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領（本書）
- ② 北進地区 情報通信環境整備計画策定支援業務 仕様書
- ③ 北進地区 情報通信環境整備計画策定支援業務 公募型プロポーザル参加表明書・企画提案書評価要項
- ④ 北進地区 情報通信環境整備計画策定支援業務 提出様式（以下、「様式」という。）

(2) 配布方法：

幌延町公式ホームページより各自ダウンロードすること。窓口等での紙媒体による直接配布は原則として行わない。

7 参加表明書及び企画提案書等の提出

- (1) 本業務は、短期間での契約手続を行う必要があることから、参加表明書、会社概要書、業務実施体制、企画提案書及び価格提案書等を一括して提出するものとする。参加を希望する者は、令和8年10月15日（木）17時00分までに、次の各号に掲げる書類を持参又は郵送（提出期限までに必着のこと）により担当部署まで提出すること。

- ① 参加表明書（様式第1号） 1部
- ② 会社概要書（様式第2号） 1部
- ③ 業務実施体制（様式第4号） 1部
- ④ 企画提案書表紙（様式第5号）及び企画提案書（任意様式：ただし表紙・目次を除きA4用紙10枚以内とする）各6部（正本1部・副本5部）及びデジタルデータ（CD-R等）1枚提出。
- ⑤ 価格提案書及び価格提案内訳書 1部

- (2) 提出された参加表明書等に基づき、町において参加資格の審査を行うものとする。参加資格を有すると認められた者についてのみ、企画提案書及び価格提案書を審査の対象とする。

- (3) 参加資格を有しないと認められた者については、企画提案書及び価格提案書の審査を行わないものとし、その旨を通知する。

- (4) 基本資格審査の確認のため、次の書類を併せて提出すること。ただし、令和7・8年度幌延町競争入札参加資格を有する者は、町が確認できる書類について提出を省略することができる。

- ① 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し 1部
- ② 消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書の写し 1部

なお、提出書類は、提出日前3か月以内に発行されたものの写しで足りるものとする。

8 企画提案書の審査及び受託候補者の特定

- (1) 町は、第7項の規定による参加資格審査の結果、参加資格を有すると認められた者について、選定委員会において企画提案書、価格提案書及びプレゼンテーション・ヒアリング等の内容を評価基準に基づき審査し、最も評価の高い者を受託候補者として特定する。
- (2) 企画提案書の提出者が1者のみであった場合においても、選定委員会による審査及び採点を行うものとする。ただし、評価点の合計が満点の60%に達しない場合は、受託候補者として特定しない。
- (3) 町は、受託候補者を特定したときは、当該者に対して企画提案書を特定した旨を通知するものとする。

9 結果の通知及び公表

町は、8の規定により特定事業者を特定したときは、審査結果を速やかにすべての提案者に通知するとともに、特定事業者名及び評価点、企画提案書を町ホームページ等において公表するものとする。

10 非選定理由の説明

- (1) 町は、企画提案書を提出した者のうち、特定されなかった者に対しては、選定されなかったことを通知するものとする。
- (2) 選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（土、日、祝を除く。）に書面により非選定の説明を求めることができる。
- (3) 町は、非選定理由の説明を求められたときは、説明を求める書面が到達した翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。
- (4) 町は、前項の規定により回答したときは、その内容を選定委員会に報告するものとする。

11 担当部署

〒098-3207 天塩郡幌延町宮園町1番地1

幌延町役場 産業建設課農業振興係

電話番号：01632-5-1115 メールアドレス：noshin@town.horonobe.lg.jp

12 その他

- (1) 本提案に要する一切の費用は、企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (2) 提出された提案書等は、提出後の差し換え、変更は認めない。
- (3) 提出された提案書等は、審査に必要な範囲において複製することがある。
- (4) 本プロポーザルは、受託候補者の決定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (5) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (6) 本選定に関する質問及び回答方法等：
本実施要領及び仕様書等の内容に不明な点がある場合には、質問書（様式第3号）

を担当まで提出すること。ただし、審査及び評価に関する質問は一切受け付けない。

- ① 受付期限 令和8年10月9日（金）
- ② 提出方法 電子メールによる。
- ③ 回答方法 質問に対する回答は、質問者を特定できない形で、原則として町ホームページに掲載する。

1.3 本選定の実施スケジュール（予定）

実施内容	期 限 等
参加表明書の提出	令和8年10月15日（木）
質問の受付	令和8年10月 9日（金）
提案書等の提出期限	令和8年10月15日（木）
選定委員会（プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和8年10月19日（月）頃予定
結果の通知	令和8年10月下旬
契約手続き	令和8年10月下旬以降

1.4 その他

この要領に定めるもののほか、公募型プロポーザルの実施に必要な事項は別に定める。